

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	○ 知事	● 市区町村長等
2. 都道府県名	千葉県	
3. 市区町村名	市川市	
4. 届出番号	10	
5. 独自利用事務の事例番号	108-5	
6. 独自利用事務の対象者	身体障害者	
7. 番号法第9条第2項の条 例に規定した日	平成28年1月1日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	▼
9. 評価書番号	6	
10. 保護評価書の名称	障害者支援に関する事務	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&hj_no=&kk_name=%E5%B8%82%E5%B7%9D%E5%B8%82%E9%95%B7&ev_name=%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E8%80%85&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=4&opn_date_from_year=30&opn_date_from_month=1&opn_date_from_day=1&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=6&opn_date_to_month=1&opn_date_to_day=1&count=50&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2	
12. 委任関係		▼

執行機関名 市川市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2の25 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	市川市地域生活支援事業等実施規則第1条
⑥事務の趣旨又は目的	(聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等)(その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等)につき意思疎通支援(手話その他主務省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を支援することをいう。)を行う者の派遣、(日常生活上の便宜を図るための用具であって主務大臣が定めるものの給付)又は貸与その他の主務省令で定める便宜を供与することを目的とする。	この規則は、(障害者)の日常生活及び(社会生活を総合的に支援する)ための法律(平成17年法律第123号。第77条1項及び第3項の規定に基づく(地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業)を実施することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		市川市地域生活支援事業等実施規則